

# 岐阜県公報

## 目次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

号外(一) 令和五年十二月十二日

## 規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十九号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三保健所長の部十二の項中「施行規則」を「省令」に改め、同項中第十六号を第十七号とし、第八号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号中「施行規則」を「省令」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

7 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第五十二号)附則第五条第二項の規定により理容所の開設者の地位を承継した者の業務の状況を調査すること。

別表第三保健所長の部十三の項中「施行規則」を「省令」に改め、同項中第十六号を第十七号とし、第八号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号中「施行規則」を「省令」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

7 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第九条第二項の規定により美容所の開設者の地位を承継した者の業務の状況を調査すること。

別表第三保健所長の部十四の項中「施行細則」を「規則」に改め、同項第七号中「施行細則」を「規則」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を

加える。

7 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第六条第二項の規定により営業者の地位を承継した者の業務の状況を調査すること。

別表第三保健所長の部十五の項中「施行規則」を「省令」に改め、同項第八号中「施行規則」を「省令」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

8 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第七条第二項の規定により営業者の地位を承継した者の業務の状況を調査すること。

別表第三保健所長の部十六の項に次の一号を加える。  
9 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定により営業者の地位を承継した者の業務の状況を調査すること。

別表第三保健所長の部十七の項中「施行規則」を「省令」に改め、同項第十二号中「施行規則」を「省令」に改め、同号を同項第十四号とし、同項の前に次の一号を加える。

13 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定により営業者の地位を承継した者の業務の状況を調査すること。

別表第三保健所長の部十七の項中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「第三条の三第一項」を「第三条の四第一項」に、「法第三条の三第三項」を「同条第三項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第三条の二第二項」を「第三条の三第一項」に、「法第三条の二第二項」を「同条第二項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

4 法第三条の二第一項の規定により営業者が当該旅館業を譲渡する場合において、その譲渡及び譲受けについての承認をすること（同条第二項において準用する法第三条第二項から第六項までに規定する事項を含む。）。

別表第三保健所長の部十九の項中「施行規則」を「省令」に改め、同項第一号中「第八号」を「第九号」に改め、同項第六号中「次号」の下に「及び第八号」を加え、同項第八号中「施行規則」を「省令」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次

に次の一号を加える。

8 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第十条第二項の規定により食鳥処理業者の地位を承継した者の業務の状況を調査すること。

別表第三保健所長の部二十三の項中「施行令」を「令」に、「施行規則」を「省令」に改め、同項第六号、第七号及び第十二号中「施行令」を「令」に改め、同項第十七号中「施行規則」を「省令」に、「施行令」を「令」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十六号中「施行規則」を「省令」に、「施行令」を「令」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号中「施行令」を「令」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号中「施行令」を「令」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十三号の次に次の一号を加える。

14 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第四条第二項の規定により許可営業者又は届出営業者の地位を承継した者の業務の状況を調査すること。

別表第三食肉衛生検査所長の部二の項中「施行規則」を「省令」に改め、同項第四号中「次号」の下に「及び第六号」を加え、同項第六号中「施行規則」を「省令」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

6 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第十条第二項の規定により食鳥処理業者の地位を承継した者の業務の状況を調査すること。

附 則  
この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十一号

庁 中 一 般  
各 現 地 機 関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十二月十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程(昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表十三の項中「昭和二十二年法律第二三四号」の下に「以下この項中「法」という。」を加え、「平成一〇年省令第四号」を「平成一〇年厚生省令第四号。以下この項中「省令」という。」に改め、「平成二十二年条例第五号」の下に「以下この項中「条例」という。」を加え、同項課長専決事項の欄第一号中「施行規則」を「省令」に改め、同欄に次の一号を加える。

2 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第五二号)附則第五条第二項の規定による理容所の開設者の地位を承継した者の業務の状況の調査

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表十四の項中「昭和三十三年法律第一六三号」の下に「以下この項中「法」という。」を加え、「平成一〇年省令第七号」を「平成一〇年厚生省令第七号。以下この項中「省令」という。」に改め、「平成二十二年条例第六号」の下に「以下この項中「条例」という。」を加え、同項課長専決事項の欄第一号中「施行規則」を「省令」に改め、同欄に次の一号を加える。

2 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第九条第二項の規定による美容所の開設者の地位を承継した者の業務の状況の調査

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表十五の項中「昭和三十三年法律第一三七号」の下に「以下この項中「法」という。」を、「昭和三十三年規則第六五号」の下に「以下この項中「規則」という。」を加え、同項課長専決事項の欄第三号中「施行規則」を「規則」に改め、同号を同欄第四号とし、同欄第二号の次に次の一号を加える。

3 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第六条第二項の規定による営業者の地位を承継した者の業務の状況の調査

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表十六の項中「昭和三十三年法律第一三九号」の下に「以下この項中「法」という。」を加え、「昭和三十三年省令第二十七号」を「昭和三十三年厚生省令第二十七号。以下この項中「省令」という。」に改め、同項課長専決事項の欄第三号中「施行規則」を「省令」に改め、同号を同欄第四号とし、同欄第二号の次に次の一号を加える。

3 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第七条第二項の規定による営業者の地位を承継した者の業務の状況の調査

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表十八の項中「昭和二十五年法律第二〇七号」の下に「以下この項中「法」という。」を加え、同項課長専決事項の欄第三号中「立ち入り」を「立入り」に、「同法」を「法」に改め、同欄に次の一号を加える。

4 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定による営業者の地位を承継した者の業務の状況の調査

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表十九の項中「昭和三十三年法律第一三八号」の下に「以下この項中「法」という。」を加え、「昭和三十三年省令第二八号」を「昭和三十三年厚生省令第二八号。以下この項中「省令」という。」に改め、同項課長専決事項の欄第三号中「施行規則」を「省令」に改め、同号を同欄第四号とし、同欄第二号の次に次の一号を加える。

3 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による営業者の地位を承継した者の業務の状況の調査

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表二十二の項中「平成二年法律第七〇号」の下に「以下この項中「法」という。」を加え、同項課長専決事項の欄に次の一号を加える。

3 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第十条第二項の規定による食鳥処理業者の地位を承継した者の業務の状況の調査

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表二十五の項中「施行令」を「令」「施行規則」を「省令」に改め、同項所長決裁事項の欄第六号中「施行令」を「令」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「施行令及び施行規則」を「令及び省令」

に改め、同欄に次の一号を加える。

2 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第四条第二項の規定による許可営業者又は届出営業者の地位を承継した者の業務の状況の調査

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所二の表二の項所長専決事項の欄第三号中「一の表十三の項課長専決事項の欄第一号」を「一の表十三の項課長専決事項の欄各号」に改め、同表三の項所長専決事項の欄第三号中「一の表十四の項課長専決事項の欄第一号」を「一の表十四の項課長専決事項の欄各号」に改め、同表八の項所長専決事項の欄第一号中「意見徴収」を「意見聴取」に、「及び」を「」に改め、「第三条の三第一項の下に「及び第三条の四第一項」を加え、同表十一の項所長専決事項の欄第二号中「一の表二十五の項課長専決事項の欄第一号」を「一の表二十五の項課長専決事項の欄各号」に改める。

別表第二食肉衛生検査所の表二の項中「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」の下に「(以下この項中「法」という。)」を加え、同項課長専決事項の欄に次の一号を加える。

2 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第十条第二項の規定による食鳥処理業者の地位を承継した者の業務の状況の調査

附 則

この訓令は、令和五年十二月十三日から施行する。

令和五年十二月十二日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三  
岐阜文芸社